

第十回国会 運輸委員會會議錄 第十七号

昭和二十六年三月二十九日(木曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 前田 郁君

理事 大澤嘉平治君 理事 岡田 五郎君

理事 坪内 八郎君

岡村利右衛門君

黒澤富次郎君

島山 鶴吉君

山崎 岩男君

川島 金次君

飯田 義茂君

出席國務大臣

運輸大臣 山崎 猛君

出席政府委員

運輸事務官 足羽 則之君

運輸事務官 唐澤 勲君

運輸事務官 甘利 昂一君

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正盛君

三月二十八日

長谷村に停車場設置の請願(中川俊

思君紹介)(第一五七九号)

八幡山駅廃止反対の請願(深澤義守

君紹介)(第一六一七号)

宇野、高松間の貨物輸送力強化に關

する請願(長野長廣君外一名紹介)

(第一六三七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

第一類第十二号 運輸委員會會議錄第十七号 昭和二十六年三月二十九日

モーターボート競走法案(神田博君

外四十九名提出、議案第一二二号)

帝國高速度交通官団法の一部を改正

する法律案(參議院提出、參法第八

号)

○前田委員長 これより會議を開きま

す。

モーターボート競走法案を議題と

し、審議を進めます。質疑を続けま

す。玉置信一君。

○玉置(信)委員 私はモーターボート

競走法案の提出理由を先般承りまし

て、その趣旨については全面的に賛成

するものであります。しかしながら従

来のこの種の、競輪であるとか、あるいは

は小型自動車であるとか、いろいろの

類似の行為がなされた過去の事情等か

ら考えまして、多少不安の点もなきに

しもあらずでありますので、この際提

案者側と政府側と若干の質疑をいたし

たいと思つてあります。

御承知のように、競輪を施行された

過去の事情から見まして、教育の面

にはなほだしく悪影響を来し、すこぶ

る睡業すべき事態を惹起いたしてお

ることは御承知の通りであります。しか

もこうした事態に対する背後關係が介

在しているというのか、今日つとにわ

れておりますボスの存在によつてかか

る事態を惹起しているように、新聞そ

の他に明らかに伝えられておるのであ

ります。こうした過去の事情等から

考えまして、本モーターボート競走会

ができてまして施行する場合に、こうし

た憂いがないかどうか、こういう点を

まずお伺いするわけであります。

○坪内委員 提案者を代表いたしましたし

てお答えいたします。ただいま玉置委

員のおつしやること、まことにごもつ

ともなお尋ねでありまして、私たちも

同感の点もあるわけでありまして、そこ

で玉置委員のお尋ねの点は、過去の競

輪、小型自動車その他の運賃よりから

見て、やおちようをするとかその他の

關係が生じ、非常に悪いが悪いじや

ないかという状態であるがゆゑに、わ

れわれはこのモーターボート競走法案

の提案理由にも説明申し上げました通

り、ひとつ模範的にそういう面も啓

蒙あるいは指導して行こう。しかもこ

のモーターボート・レースを行う選手

側にいたしまして、競輪側の競

輪の選手も優秀な方もおられまして

が、モーターボートの競走に携わる選

手などは、きわめて教育の程度も高

く、ほとんど大学を卒業したというよ

うなインテリ層の者が多いのでござい

まして、そういう点はないのじやない

かと確信いたしておるのでございま

す。従つて過去に行われておる、競輪

などに生ずるところの欠点を、むしろ

こういつた關係において啓蒙して行こ

うというやうな關係において、さうや

う不安はないと信じておる次第でござ

います。私の答弁の不備の点は、政府

委員から参考までにさらにお答えさせ

ることになります。

○玉置(信)委員 ただいまの提案者の

御答弁によつて、大体安心いたします

が、さらにこの際つと込んで政府側に

お伺いいたしておきたいと思ひます。

それはこの法案の第三條によりまし

て、競走会といふものができるのだと

ありますが、すでにこの法律の通過を見

越しまして、各地において競走会を設

置せんとし、暗躍している事実もある

わけでございますが、この状態から見

まして、私はただいま提案者の御説明

の趣旨に当然沿うて行くことは予想い

たしておりますが、前段申しましたよ

うにすでに本案通過前において、かか

る競走の、しかも暗躍しつつある現

状等から考えまして、これが取締りの

面については、相当慎重に最善を期さ

なければならぬと思つてあります。

が、こうした先走つた行為に対して、

政府はいかなる取締りをなさんとす

るのか、またこれが施行にあたり

まして、ただいま提案者の御説明の通

りに万全を期する上におきまして、今

日まででありがちのやうな不徹底な取締

りでなく、さらに具体的に徹底した取

締りをしなければならぬと思つてあ

りますが、これに対する政府側の所見

を伺いたしたいと思います。

○甘利政府委員 先ほどお話のありま

した監督者の立場として、われわれは

この法案については特に今まで見られ

なかつたやうな、新しき試みをやつて

おりますので、そういう弊害は除かれ

ると確信しております。また今お話の

やうに、すでにいろいろの団体がそ

ういふ動きをしているというお話であ

りますが、これについても政府とい

ましては、極力本法案の実施を早くい

たしまして、そういう弊害の起らない

やうに協力いたしたいと考えておりま

す。

○玉置(信)委員 この法案によりまし

て、しかも具体的な御説明をさきに拜

聴いたしまして、明らかになつており

ますやうに、競走会において賣上げ全

体の三〇%とも見るべき約九千万円に上

るものが、国庫収入に見込まれてお

るのであります。これはこのまま大蔵

省がかつてに使用することができるよう

な内容のごとくに私は解するのであ

りますが、しかしこれはこの斯業の改

善発達をはからんとする目的から言

まして、やはりこの国庫収入というも

のは、国家がかかる斯業発達のため

に使用することが当然であると思つて

あります。これに対して政府はいか

うに考えておりますか。

次に、私ははつきりは記憶いたして

おりませんが、たしかオートバイの收

入等におきましては、ひもつきをもつ

て国庫の収入となつておるやに伺つ

ておるのでございしますが、モーター・レ

イス実施による国庫収入も、当然オート

バイ同様ひもつきの国庫収入とし

て、斯業の改善発達その他に流用すべ

きものであり、当然そういふやうに取

扱つておるものであると思つてあり

ます。同時にまたそうしたことになる

べきことを希望するものであります

が、これに対する政府側の所見を伺

います。

○甘利政府委員 今お話の趣旨はま

とに「もつともでありまして、この法案の趣旨から申しまして、それが主眼点でありますので、運輸当局といたしまして、ぜひそうしていただきたい」と熱望するものであります。また競輪その他について、国庫の収入金の一部をそういうものに使うということについて、ひもつきになつておるといふお話であります。法律上は今のところなつておらないようでありますけれども、ほかの方法においてそういう趣旨に沿うようにしていただきたいと私どもも熱望いたします。

○川島委員 この際私は、運輸省の關係の方にこれをお聞きするということとは、たいへん筋違いのことでございますけれども、関連がありますので一言お尋ねをして、その見解を明らかにしておく方がいいのではないかと思いますので、一点だけお尋ねいたします。

元來このモーターボートの競走法案に對しましては、日本社会党は覺議といたしまして、原則的には反對の意思表示をいたすことになつておるのであります。但し私その他若干の党内の個個については、覺議の原則的なもののわく外にあつて、個人的には賛否を自由にしてもさしつかえない旨が実はきめられましたので、私自身はこの法案に賛成をいたしたいと思つておるものです。ただ問題となりますのは、私もこの法案に賛成をする際に、つら／＼感ずるものがあつたのであります。といふのは、戦前から日本に競馬法がありまして、畜産奨励のための競馬が、全国的に国営、府県營で現在行われております。この競馬の最高の監督責任者は、農林省に所管されておる。戦後におきましてこの種の競馬に準ずる競

技法として、競輪が颯爽たる姿で登場して、今や競馬を圧倒するような人気を集中しておるような次第であります。この競輪は通産省が所管をしておる。さらに競輪に次いでオートレースが実施されて、これは通産省所管、今度たゞいま審議いたしておりますモーターボート・レース法は、運輸省が大体において所管する。それからどこかにドッグ・レースというものが出ておるはずであります。これは農林省が所管する。うわさに聞くと、さらに鶏の競技法めいたものが準備されておる。いろいろとその問題について今や国民的な批判の対象になるうとしておる。やる目的はそれ／＼の主張がありまして、それ／＼の国策といひますか、政策の上において相当の理想をもつて、こういうものが行われておるのであります。その実施面においては、とかく国民の批判を招くような事態といふものが、競馬を初めとして各競技法にあることもわれ／＼同感であります。しかも全国的に四季を通じてこれらのレースは行われる。従つて一府県の中に、今度のモーターボート・レースなどが実施されますと、競馬がある、競輪がある、オートレースがある、モーターボートのレースがある。その上にドッグ・レースがさらに加つて来るということになりますと、開催問題等について非常な競合の形ができ上つて参ります。その競合をする結果において、またそこにいろいろの弊害が起つて来るということが、私どもしるうとであります。予測されるのであります。そういうことになる、さらにます／＼道学者はもちろんであります。心ある一般国民からの鋭い批

判を越えての非難が起つて来るという事柄をも、われ／＼は十分に慎重に予測して行かなければならない。そういう事柄を基礎として考えて参りましたときに、これらの競技法を何か政府において、一括した統合的な機関をもつてし、その機関のもとにおいて、いろいろの弊害をできるだけ少からしめるという上りな段階になつてゐるのではないか。競馬は農林省でかつてにやる。競輪は全国的に通産省の監督下にかつてにやる。オートレースもその通り、そして今度のモーターボートレースは運輸省なりにかつてにやらす。なるほどその実施面において、各競技の開催の時期とか、日取りとかいうものは、それ／＼のことを勘案して、適切な調整の方法をとつてはございまして、調整の方法をとらないと、開催の／＼の趣旨である利益も少いという上りなこと、自然連絡的な調整はとれぬに参りまして、それでは私は非常ではないかと思う。そこでこれらの競技を何か中央に法律をもつて一括して監督し、統合し、開催し、そして各種の国民的批判的になつておる弊害をできるだけ防止し、そして開催趣旨の目的を全うせしめる。こういうような事柄を政府はこの機会にばつ／＼考えて行くべきではないか、こういうふうには私は実は個人的に感じておるのであります。この事柄について船舶局の方にお尋ねをするということは、たいへん問題が広汎にわたり、大きなことでありますから、筋が違ふことではございまして、もうそういうことを考えて行かなければならぬという段階だと私は感じておりますので、この機会

にとり、いろいろモーターボートのレースの問題が出て参りまして、せつかく運輸省当局の方もいろいろと御苦心をされておることだと思いますので、そういう事柄について、個人的私見でもけつこうです。これに対する所見がありますれば、この機会に私はお聞きをしておきたいと思うわけであります。

○甘利政府委員　今のお話の趣旨まことにごもつともでありますし、單にモーターボートの競走法ではなくて、いろいろな点において、各省の間の仕事が多がつたために不便な点がありますし、またその統合をされないうために、單なる各省の連絡だけでは不十分の点もあります、しかし、ただいまのと

ころおのくその所管事項が遅いますので、そり急速にそりいう方法をとるということはできないかと思います
が、しかし御趣旨の点もありますので、できるだけ各省と連絡を緊密にいたしまして、そりいう弊害の起らないように努力いたしたいと考えております。

○川島委員 これは私一個の所見でございますので恐縮なんです、山崎運輸大臣でもけっこうです。この機会に運輸大臣から、閣議の席上でも、そういう話合いをひとつ進めて行くというような事柄について、あなたから進言を願いたい。運輸大臣おりますれば、私直接にそういう問題を提起したいと思つたのですが、お見えになつておりませんので、あなたの方から直接そういう事柄について委員会から発言があつたということを、すなおに御傳達を願ひまして、運輸大臣から何かの機会に閣議の席上で、そういう問題の取上げ方を配慮していただきたい。

い。これを申し添えまして私の質問を
終ります。

○甘利政府委員 承知いたしました。

○前田委員長 これにて質疑は終了い

たしました。

これより本案に対する討論に入りま
す。討論の通告がありませんので、こ
れを省略するに御異議ございません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○前田委員長　それではさよう決定いたします。

これよりモーターボート競走法案について採決いたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

○前田委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○前田委員長　それではさう決定いたします。

暫時休憩いたします。
午前十一時四十一分休憩

午後二時二十七分開議
○大澤委員長代理 休憩前に引続き会

議を開きます。帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を続けます。楠尾君亮君。

○瀬尾委員 この法案が御提案になりました際、私は帝都の交通に関する基本的な考え方について、大臣の御意向

らず、そうしてこれと東京近郊の都市の発展に伴つてバス、電車等の連絡を考え、そうして国鉄と結び合せをつけて行く。しかもそれは東京都の都市計画と密接なる関係を持たなければなら

みに考えるのであります。しかもこれは資金計画なくして、白紙に図面を書くようなわけにも参らないのであります。

どういふ所がビジネス・センターとなり、経済中心となつて将来発展するか、商店街となつて行くであらうか、ど

であるとか、官庁街として適当であるとか、こういうものも交通の点から考えて行きますと大きく考慮に入れなければならぬと思つてあります。

大体そういうふうなことを考へて参りますと、これは今日、運輸省を中心としてある機関だけでは、一体そういふ大規模な交通多量な一つの計画

案を立て得るやいなやということについては、不十分ではないかというふうな考えを持つのであります。私は今日

でも、これは何らかの方途を講じて、

きではなかるるか、こういうことを考
えておる程度であります。これは関東
大震災の後に復興院総裁でございまし

たが、東京市長としてでございまして、その後藤新平伯が、大きな計画を立てておられたことも、貴重なる参考資料として顧みる必要があるのじやなからう

す。か、こ
ういふ
ふりに
考へる
のであ
りま

○大澤委員長代理 本会議が開かれまして、この際休憩いたします。

午後二時四十一分休憩

午後三時六分開議

○大澤委員長代理 休憩前に引続き会議を開きます。

○満尾委員 先ほど引続きまして、もう一言、二言お尋ね申し上げたいのであります。大臣の御答弁によりまして、いろいろの御意見がよくわかつたのであります。結局戦前の交通調整法は、今日の情勢に照してそのまま使えない、それもおつしやる通りであります。使おうとすれば、適当な修正を加えなければならぬことは、よくわかるのであります。ただ私が大臣にお聞きしたいことは、戦後の客観情勢において、やはり交通調整を必要と感じておられるかどうか。ある段階において、これを理想として進める御意思があるのかどうかを聞きたい。実は私の見聞いたします範囲で推察いたしますと、東京都に頭をつつ込んでおる各地方鉄道は、いずれも都心に線を延ばしたい意向である。従来はこれらの鉄道の経営しているバス路線が、省線の環状線の外でとまっていた。いろいろなせんだつて来いさつで、バスだけは全部都心まで入つて来る。放射線状に入つて来た。それからかつて交通調整で都営バスだけが独占しておつたという区域に入つて来て、そのかわりに都営もまた環状線の外へバスの線を延ばして行く。ギダ・アンド・テークの政策で、相互でダブつて行くようになった。その点から都民のバス交通による利便が非常に増し、また利用の程度も高くなつたという、著しい一つの

結果が現われたわけでありまして。しかしながらこれは従来の交通調整の理念からいいますと、この原則を破つたにすぎない。ところが鉄道に關しましても、同じように各線は都心までつと延ばしたい意向があり、一と感知できる。あるものはそれを地下に入れたと考へてゐるに違ひない。これらの情勢に對しまして、かつて大臣は、ロンドンの交通局のようなものをつつて、一元的にこの東京都の交通計画をやりたいという考へを持つていたように私も感ずるのであります。今後においても、そういうような理想を描いておられるのであるかどうか。もし描いておるとすれば、そこに至るにはいろいろのプロセスがある。幸いにして東京都につきましては、首都建設法のごときで通過してありますから、運輸大臣とされましては、これらの問題について基本的な抜本的な一つの理念をお持ちになつて、構想をお立てにならなければならぬ。実現にはいろいろの道行きがあると思ひますけれども、何らかの政策がなくては、政策の貧困を嘆かざるを得ないと思つてあります。実は事務官僚の諸君とは、私は年々の友人關係にありますから、折々意見をたいておるのでありますけれども、遺憾ながらその間においては、確固たる研究をしておらないように思ふ。手をあげておられるように思ふ、と言つてははなはだ失礼でありまして、けれども、率直に申してそういう感じを持つておるのであります。これでは運輸大臣としては政策がないにほひないじやないか。これについては、私は少くとも一つの目標を得たいと思ふ。その目標に至る一つの道程として、今回の地下鉄の發展がある。全体の計画の一部をなしておる。その段階段階における実現の方途であるといふぐあいを持つて行つていただきたいと思ふのである。その理想案が今ただちにできるというのを、私は注文申し上げておるのではない。少くともその理想案を構成する、つくり上げるには、しからばどうすればいいか。あるいは適當な委員会をおつくりになつて、御研究されるのもよろう。何らかそういう理念を持つて、理想実現への一歩々々として、今回のような法案の御提案があるべきじやないか。その構想なくして、具体的な一つ／＼をその都度解決して行くのでは、目標を見失つてしまつておそれがある。東京は世界の大都市でありまして、現在のよう

に横へ／＼と広がつて行く形といふものは、まことに望ましくない形態である。従つて首都建設法とにらみ合せ、運輸大臣としては、この東京の交通全体をどんなかたちにとまとめるのか、あるいはまとめるのはいかぬのか、群雄割拠で、それ／＼の覇を競ひしめるのがいいというのか。この結論でも私はさしつかえないと思ふ。いづれにせよはつきりした政策をお持ちになつて、そのプロセスとしてわれ／＼はその相談にあずかつて行きたい、かように考えます。私がわざ／＼大臣に御出馬を煩わしまして御質問を申し上げる真意は、そこにあるのであります。

○山崎國善大臣 まことにごもつとも御意見を中心としたお尋ねであります。御意見全然御同感であります。これは先刻も申し上げました通り、引續いてあの前提のもとに申し上げるのではありませんが、運輸省だけで考えようとすることなしに、建設省、都あるいは国有鉄道、これらをも十分含めたる広い働きのできる委員会をなければならぬ。しかも衆知を集めなければならぬ。鉄道技術だけでもいけないと思ひます。経済も、教育の面も、社会政策の面も多様に含まれたる経験知識を集めて、そういうものをつつて行かなければ相ならないかと思ふのであります。先刻はまだ構想という断言はできないが、私一人の胸の中に持つてゐるという程度に、実は内輪にお答えいたしましたのでありますけれども、ただいま満尾委員から、もつと掘り下げてとの突き進んだお尋ねでありますので、今度の議會でも済みましたならば、十分運輸省の事務当局を頼援しまして、一応の腹案をつくり、今申し上げたような建設省、東京都あるいは東京の経験知識者、経済界等にも諮つて、ロンドンにも、パリにも、ニューヨークにも負けない東京都の交通調整をやる方針を立てて、その一貫した方針のもとに、あらゆる交通網を集めて行かなければならぬかと思ふのであります。ロンドンにしても、パリにしても、どれほど進んでおつても、これは古い計画であつたのには間違いないのであります。われ／＼は白紙で、東京都を中心とした交通調整をやるといふような方向で行かなければならぬかと思ふのであります。最近には大阪におきましても、御承知の通りに交通調整では府、市等が相當の苦心をしておるやうであります。これらも大きな材料になると考へておるのであります。そういう意味でひとつこの議會後に、その方向にまつて進んで行き、あらため

て御協賛を願ひ、御協力を願ひたい、こゝろ思ふ次第であります。

○大澤委員長代理 本日はこれにて散會し、明日午前十時半より開會いたします。

午後三時十六分散會

(參照) モーターボート競走法案(神田博君外四十九名提出)に關する報告書(都合により別冊附録に掲載)